

U-12リーグの説明資料の訂正(2016-4-9)

3ブロック委員長 柏崎

お詫びと訂正

説明資料に不備があったこととお詫びします。

2016年度から、審判証の不携帯によるところのルールを一部見直し、変更しましたが、審判が出来なかった場合の処置対応の記載が抜けていました。審判が出来なかった場合の処置も、不携帯を同じ処置とする記載を追記しましたので、よろしく願い致します。下の朱部追記します。

④ 審判証不携帯の取り扱いについて

審判証不携帯、その他の理由により提示出来ない場合は、1回につきリーグ戦の勝ち点を-1とする

1日2試合以上の審判割当がある場合も、1回としてカウントする

但し、大会運営に支障をきたすので、審判は実施すること

また、審判割り当ての時間に間に合わない、有資格者の審判員が来ない等の理由で、審判が行えなかった場合も、同様の処置をする

その場合の当該試合の審判は、試合会場に居るチームで協力して実施すること